

完結  
編種  
案入  
結

施行上の注意

受接  
三月五日  
五月十九日  
日  
立  
三月五日  
五月二十日  
日



施行



市長

局長

局長

副市長



局長

局長



件一名民預書類及運送處理の關件

付呈特別市是

市長  
局長  
副市長

局長

局長  
局長

特別市

引然... 通標... 有以... 移... 計...

本件... 處理... 為... 道... 編... 款... 可... 是... 期... 內... 是...

造百... 各事業... 所... 與... 豐... 校... 以... 之... 廿... 五... 至... 宣... 統...

以此... 首... 早... 達... 以... 力... 添... 伸... 也...

總人第三六七號

檀紀四二八五羊十一月十五日

國務總理

呈呈特列市長 貴下

民願書類之迅速處理則閱此件

首題係川閩等省之行政事務處理

簡行令以依計則處理之迅速是期計且

效之至思料計下軌近此等處理則以

以外各種民幣之助成亦之傾向以不斯

計且及南計之外 計之民心則以計

影響即以至大計之左記則依計則上處

理計萬全之期計計是通勝也

記

一民願書類之必計行政事務處理

簡行令以所定定期日內則處理此事

一各官署則之必計民願書類處理簿

是備置計正所定期日限處理計

徹底是期也事

三民願書類處理快況則計計

中央廳之總務處則以隨時檢



查各地方所屬官署之總  
務處又之所屬長官可隨  
檢點此事